

市内の下水道料金を統一

下水道事業は合併前より各町で進められてきており、負担金や使用料金がまちまちであった。今回小城市として一本化し、事業の推進をはかる。受益者負担金は十八万円に、使用料金は左表のとおりに統一された。

使用料（1ヵ月につき）		
汚水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）
7㎡まで	800円	
8㎡から50㎡まで		150円
51㎡から100㎡まで		160円
101㎡以上		180円

放課後児童クラブへ有料化へ

放課後児童クラブは八施設で実施されている。

現在おやつ代として一人当たり月額千五百円を実費として徴収しているが、別に月額千五百円（夏休みは三千円）を徴収する。これは施設整備や指導員の人件費の一部



▲放課後児童クラブでお茶をもらう子供たち

にあて、事業の充実ははかっていくもの。

生活保護対象者や準要保護者などには負担金が減免される。

また、兄弟二人以上が利用している場合は、二人目以上については半額の負担となる。

十八年度は夏休みだけ有料となり、十九年度から毎月徴収となる。

個人情報保護条例を制定

情報化社会での個人情報流出を防ぐため、国に

おいて個人情報保護法が平成十五年五月三十日に施行された。

これを受けて各市町村で条例化が進められ、小城市においても、平成十八年十月一日から施行される。

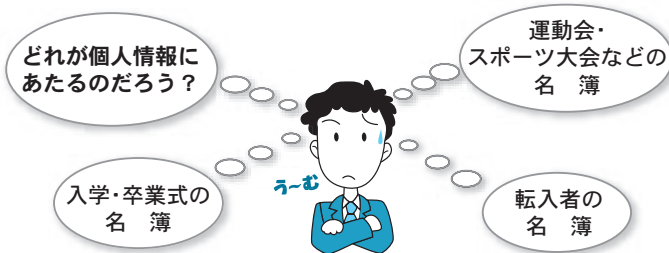
この条例は、個人の権利利益の保護を目的としている。そのため、特定の個人を識別できるものを規制する。

身近な例では、子どもの入学・卒業名簿では氏名のみ。住所・保護者氏名など一切記載しない。障害者名簿はもちろん、一般入院患者も外部には一切明らかにしない。

一方、転入者など区長に連絡はない。運動会やスポーツ大会などでの名簿も出せない。こうしたことから、地域におけるコミュニケーションが取りづらくなる恐れがある。

また、個人情報保護条例では、住民基本台帳を閲覧できることとなっており、個人情報漏れる恐れがある。

問題は、この条例が個人の人権、財産、思想・信条及び信教や社会的差別の原因となる個人情報規制するものであり、地域のコミュニティーを稀薄にするものではない。



請願・意見書

六月定例議会に請願三件が出され、最終日採択したのちに、意見書として審議されました。

意見書

出資法の上限金利の引き下げなど、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（二十九・二%から二十%のグレイゾーンの金利をなくすための法律改正）（請願者 弁護士松田安正 紹介議員平野泰造）が、賛成多数で採択。

また、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（請願者 西村正弘 小城市牛津町紹介議員 諸泉定次）と「米国産牛肉の輸入に際し、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書（請願者 食とみどり・水を守る佐賀県民会議 紹介議員 諸泉定次）は、どちらも全会一致で採択され、すべて内閣総理大臣をはじめ関係機関に提出しました。